

議案第98号

西脇市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日

西脇市長 片山 象三

(理由)

市庁舎の移転新築に伴い、掲示場の位置を変更する必要があるため。

## 西脇市公告式条例の一部を改正する条例

西脇市公告式条例（平成17年西脇市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
西脇市庁舎前掲示場	<u>西脇市下戸田 128番地の1</u>	西脇市庁舎前掲示場	<u>西脇市郷瀬町 605番地</u>

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。